

医療DX推進体制整備加算の届出について

(令和6年10月より 届出書添付書類の変更)

	施設基準	経過措置等
1	電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。	なし
2	オンライン資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。	
3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等（以下「診療情報等」という。）を診療を行う診察室、手術室又は処置室等（以下「診察室等」という。）において、医師等が閲覧又は活用できる体制を有していること。	
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。)に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制を有していること。	令和7年3月31日
5	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。	令和7年9月30日
6	マイナ保険証の利用率が一定割合以上であること。 ※ 右ページ下「マイナ保険証利用率」表を参照	令和6年10月～12月 5%以上 令和7年1月～3月 10%以上
7	医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。 ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること ウ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関であること	令和7年9月30日までの間に限り、左記のウの事項について、掲示を行っているものとみなす
8	上記7の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。	令和7年5月31日

様式1の6

医療DX推進体制整備加算の施設基準
に係る届出書添付書類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

施設基準		
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	☒
2	健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている	☒
3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧及び活用できる体制が整備されている	☒
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている	☐
5	電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期	令和（ ）年（ ）月
6	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	☐
7	マイナ保険証の利用率が一定割合以上である	令和6年10月1日以降の新様式では 削除 となりました
8	届出時点における、直近の社会保険診療支払基金から報告されたマイナ保険証利用率	
7	医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	☒
8	医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	☐

オンライン請求

オンライン資格確認

診療室で情報取得
できる体制が必要

令和7年3月31日までは
未定または空欄

令和7年10月1日以降に
届出を行う場合は記載必要

要 院内掲示

Web への掲載
経過措置 (令和7年5月末)

マイナ保険証利用率

適用時期	令和6年10月～12月	令和7年1月	令和7年2月・3月
利用率実績 (レセプト件数ベース)	3月、4月、5月前のいずれかの月		
利用率実績 (オン資格確認件数ベース)	2月、3月、4月前のいずれかの月		—
医療DX推進体制整備加算1 (医DX1) 9点	15%	30%	
医療DX推進体制整備加算2 (医DX2) 8点	10%	20%	
医療DX推進体制整備加算3 (医DX3) 6点	5%	10%	

※ 1、2、3、6 について10月1日からは、届出の際はチェック・記載が必要です